

狂犬病予防注射のお知らせ

4月から計3回に分けて実施してきた平成25年度の狂犬病予防集合注射は、残すところ6月16日（日）実施分で最後となります。愛犬家のみなさまで、愛犬にまだ狂犬病の予防注射を受けさせていない方は、この機会にぜひ受けてください。また最近犬を飼い始め、まだ登録をされていない方は、狂犬病の注射と一緒に登録も受け付けていますので、併せてお手続きください。

登録と狂犬病予防注射は、飼主の義務です。大事な家族の一員である愛犬の健康と生命を守るためにも、きちんと登録し、狂犬病予防注射を受けさせましょう。



年 月 日	場 所	受 付 時 間
平成25年6月16日（日）	西原町中央公民館駐車場	9時～12時／13時～16時 (12時から13時は、昼休みのため受け付けません。)

料 金	・予防注射	3,000円（注射済票のみの方は550円）
	・新規登録	3,000円（鑑札票再交付の方は1,600円）
注 意 事 項	①登録している方は、予防注射のみの料金となります。また平成25年4月1日以降、すでに予防注射を受けている場合は、注射済票のみの料金となります。	
	②注射会場へは、送付されたハガキをご持参ください。	
	③おつりのないようにご協力をお願いします。	

お問い合わせ 総務部町民生活課 環境保全係 ☎945-5018

注意で防ごうハブ咬症！ハブ対策は環境整備で！！

本県には猛毒を持つハブが生息し、年間100件前後の咬症被害が発生しています。本町でも例外ではなく、過去10年間に13件の咬症被害が発生しています。

これまでのハブ対策の推進により、近年、ハブ咬症による死亡者はほとんど見られなくなってきました。しかし、いまだ住宅敷地内でのハブの目撃・咬症事故があり、県民の日常生活に多大な影響を及ぼしています。

ハブ咬症を防ぐ身近な方法としては、ハブが生息・侵入しにくい環境整備をすることが重要になります。敷地内の草刈りや餌となるネズミの駆除等の環境整備を行い、ハブによる被害を未然に防止しましょう。



お問い合わせ 総務部町民生活課 環境保全係 ☎945-5018

6月は環境月間です！



6月は、6月5日の「環境の日」を中心とする「環境月間」となっています。そこで今回は、身近な環境に関する情報の提供と環境活動を紹介します。

不法投棄および廃棄物の焼却禁止に違反した場合は、

5年以下の懲役または1000万円以下の罰金です！



近年の廃棄物は、その量のみならず質的にも処理・処分の困難なものが急増しています。このような状況を背景として、都市近郊である西原町ではごみの不法投棄・不法焼却が急激に増えており、これらを防止するため町内パトロールなどを行っています。

不法投棄の予防策（例）

- 1 こまめに草を刈り、常に見通しのきく、きれいな状態にしておく。
- 2 柵をする、土のうを積む、入口に鍵・鎖を設けるなど、進入されにくい環境を作る。
- 3 定期的に見回りするなど、常に土地の状況を把握しておく。

自分の土地（財産）を守るのは所有者自身です。

野外焼却（野焼き）の禁止について



廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、廃棄物の野外焼却（家庭での焼却を含む）いわゆる野焼きは（一部許可を除き）禁止されており、野焼きをすると法律で罰せられます。

注意：地面に穴を掘っての焼却×、ドラム缶焼却×、ブロック積み焼却×
これらは野焼きと同じです。付近住民の方への迷惑行為にあたり、有害物質発生の原因にもなりますので、野外焼却（野焼き）はやめましょう。

※ 農業、林業、漁業を営むためのやむを得ない焼却行為については、例外として認められていますが、**都市化が進み、焼却行為が発生するとすぐに苦情が来る現状**を踏まえ、本町において、**農家のみなさまは可能な限り焼却しないようにご協力をお願いします。**

【参考】

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2第3号【第1号～第2号は省略】
何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。
三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令【政令】第14条第4号【第1号～3号及び第5号は省略】
四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

お問い合わせ／西原町役場 総務部町民生活課 ☎945-5018
(農地) 建設部産業課 ☎945-4540
(道路・河川) 建設部土木課 ☎945-4415